「ユニバーサルデザイン推進条例」「バリアフリー建築条例」について ～届出のご案内～

世田谷区では、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、すべての人が便利で心地よく利用できる生活環境の整備を推進し、安全で安心し快適に住み続けられる地域社会の実現を目指しています。

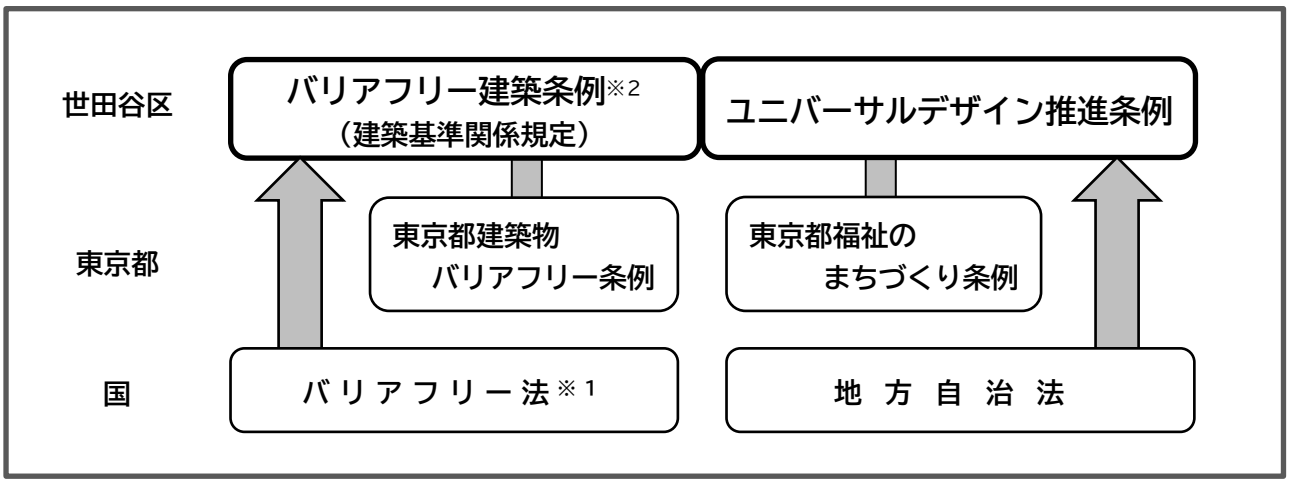
より一層生活環境の整備を推進するため、一定の用途及び規模以上の施設を計画している方は、「ユニバーサルデザイン推進条例の届出」をお願いします。

建築物、道路、公園、駅舎などの公共交通施設、路外駐車場が届出対象になります。

世田谷区内で計画されるこれらの施設は、**東京都福祉のまちづくり条例による届出はありません。**（東京都福祉のまちづくり条例第29条）

建築基準関係規定である「バリアフリー法（*1）」及び「バリアフリー建築条例（*2）」の建築物移動等円滑化基準は、**建築確認申請の中で審査が行われます。**適合しない計画は確認済証が交付されません。

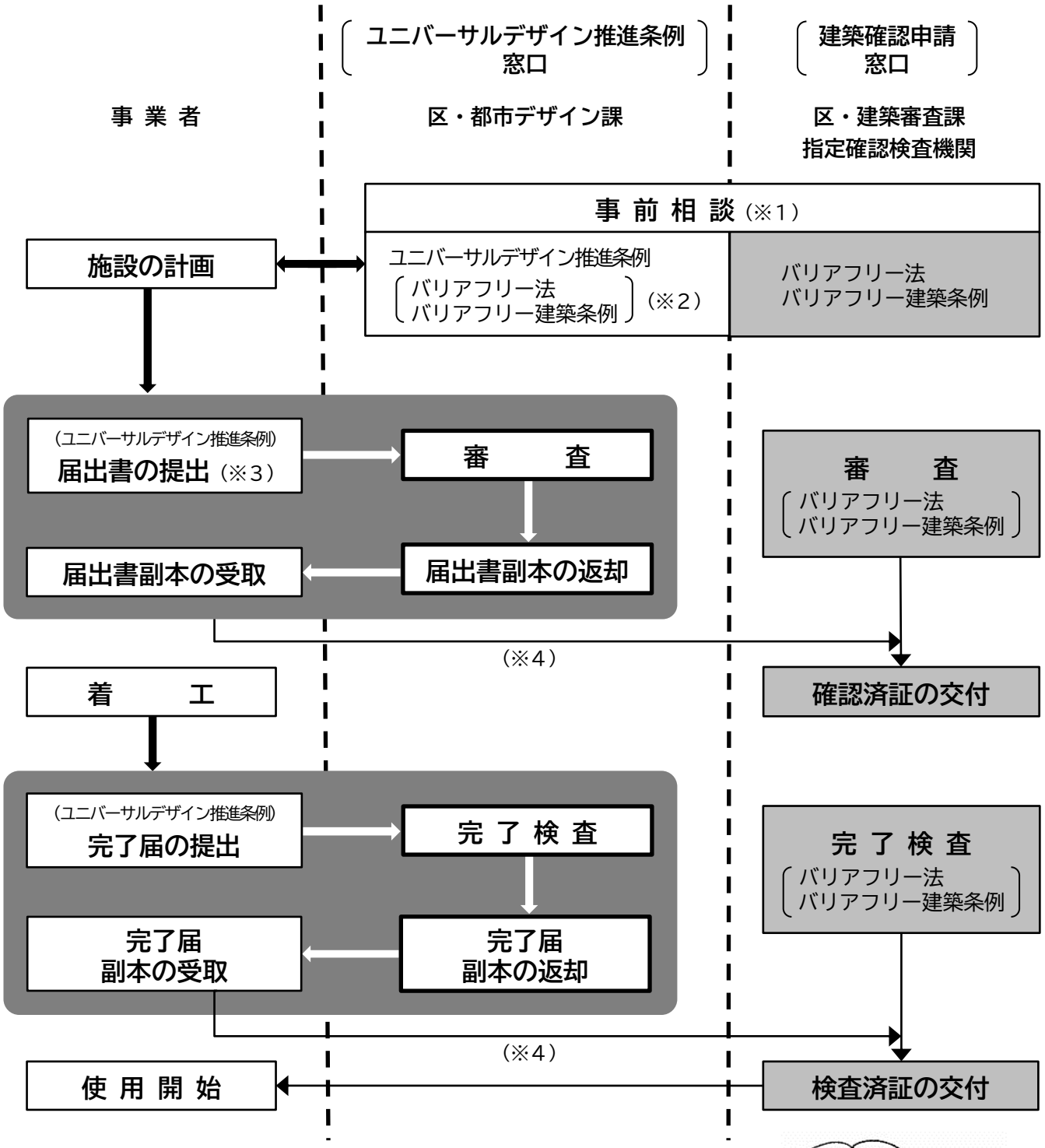
なお、バリアフリー建築条例は、東京都建築物バリアフリー条例以上の整備を規定しています。そのため、バリアフリー建築条例に適合する計画は、東京都建築物バリアフリー条例にも適合する計画となります。



*1　バリアフリー法　：　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

*2　バリアフリー建築条例　：　世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例

1 届出と建築確認申請の流れ



※1　区の窓口相談は**予約制**です。

※2　建築確認申請を区に申請する場合に限ります。

※3　**建築確認申請の2～3週間前までに提出をお願いします。**
（建築確認申請を伴わない場合は**工事着手の30日前までに提出**）
なお、審査期間は規模、用途により異なります。

※4　建築確認申請を区に申請する場合は、副本の写しを添付してください。



世田谷区ユニバーサルデザイン
普及啓発キャラクター「せたっち」

2 施設整備マニュアル



ユニバーサルデザイン推進条例の整備基準・遵守基準について、図を用いながら具体的にわかりやすく解説しています。

◆世田谷区ホームページにて、施設整備マニュアルを掲載しています。

ホームページ

世田谷区 → 検索メニュー → 住まい・街づくり・環境 → ユニバーサルデザイン

→ 届出 → 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアル

3 届出書類（計画・完了）

届出書類は正副２部必要です。
届出書の押印は不要です。
副本の受領時には、正本に代理者等の「受領印」又は「サイン」が必要になります。

◆必要書類（計画）

① 計画届出書
② 移動等円滑化基準チェックシート（バリアフリー対象建築物に限る）
③ 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例　特定公共的施設整備項目表
（建築物、宿泊施設、小規模建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場）
④ 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例　集合住宅整備項目表（集合住宅がある場合に限る）
⑤ 図面一式（案内図、配置図、平面図、詳細図、断面図など）

◆必要書類（完了）

① 完了届出書
② 整備完了写真
③ 写真の撮影位置、方向を明示した図面

4 適合証



整備基準適合証シール



遵守基準適合証シール

ユニバーサルデザイン推進条例の整備基準にすべて適合している場合には、「整備基準適合証」及び「整備基準適合証シール」を交付しています。

遵守基準にすべて適合し、希望される方には、「遵守基準適合証シール」を交付しています。完了届を提出される際に、「遵守基準適合証シール」の交付を受けたい旨を申し出てください。

発行：世田谷区都市整備政策部都市デザイン課　　令和６年12月発行

住所：世田谷区玉川1-20-1　（二子玉川分庁舎２階　A28窓口）
電話：03-6432-7152　ファクシミリ：03-6432-7996

ホームページ

世田谷区 → 検索メニュー → 住まい・街づくり・環境 → ユニバーサルデザイン

届出対象施設と項目（建築物編）

	公共的施設と集合住宅の名称		特定公共的施設 床面積（以上～未満）							届出が必要な整備項目																								施設利用者別用途一覧	
			100㎡未満	100㎡以上200㎡未満	200㎡以上500㎡未満	500㎡以上1,000㎡未満	1,000㎡以上2,000㎡未満	2,000㎡以上5,000㎡未満	5,000㎡以上	①移動等円滑化経路等	②出入口	③廊下等	③授乳場所等	④階段	⑤傾斜路	⑥エレベーター及びその乗降ロビー	⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	⑧便所	⑧ベビーチェア	⑧ベビーベッド	⑨敷地内の通路	⑩駐車場	⑪標識	⑫案内設備	⑬案内設備までの経路	⑭浴室・シャワー室	⑮洗面所等	⑯更衣室・脱衣室	⑰宿泊施設の客室	⑱観覧席・客席	⑲公共的通路	⑳光警報装置			
1	医療等施設	病院、診療所（入院設備あり）					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○		すべての施設		
										●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○				
					●	●				●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆				○				
			●	●						●	●	●	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●	●	●	●	●	●	☆				○				
		診療所（入院設備なし）					●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○				
						●				●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆				○				
					◎					◎	◎	◎	☆	◎	◎	◎	◎	◎	○	☆	◎		◎	◎	◎	◎	☆				○				
			★	★							★							★			★														
		助産所、施術所、薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く）					○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆				○				
						○				○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	☆				○				
					○					○	○	○	☆	○	○			○	○	☆	○		○	○	○	○	☆				○				
			★	★							★							★			★														
2	公益施設	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	☆			
							●	●		●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	☆*2	保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署		
					●	●				●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆				○				
			●	●						●	●	●	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●	●	●	●	●	●	☆				○				
3	福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター							●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆	☆		○	☆*2	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者が利用するものに限る） 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	左記以外	
							●	●		●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆	☆		○	☆*2			
					●	●				●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆				○				
			●	●						●	●	●	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●	●	●	●	●	●	☆				○				
4	学校等施設	学校（幼稚園を除く）その他これらに類する施設（個人経営を除く）					●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	☆	☆		○	○		特別支援学校	左記以外	
					●	●				●	●	●	☆	●	●	●	●	●	○	☆	●	●	●	●	●	●	☆	☆		○	○				
			●	●						●	●	●	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●	●	●	●	●	●	☆	☆		○	○				
		幼稚園					●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆		○	○				
					●	●				●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆	☆		○	○				
			●	●						●	●	●	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●	●	●	●	●	●	☆	☆		○	○				
5	停車場又は発着場を構成する建築物	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの（自動車ターミナル法に基づくバスターミナル）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●	●	●	●	●	●	☆	☆			○		すべての施設		
6	自動車関連施設	自動車の駐車のための施設、自動車の停留のための施設				●	●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●	●	●	●	●	●	☆				○		自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る）	左記以外	
					○*1					○	○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆				○				
		自動車修理工場、自動車洗車場			○	○	○	○	○	○	○			○				○	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆				○				
		自動車教習所					○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆				○				
		給油取扱所			○	○	○	○	○	○	○				○			○	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆				○				
			★	★							★							★			★														
7	公衆便所	公衆便所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●	●	●	●	●	●	☆				○		すべての施設		
8	集会施設	公会堂、集会場・冠婚葬祭施設等（一の集会室の面積が200㎡を超えるもの）							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆		●*3	○	☆			
							●	●		●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆		●*3	○	☆			
					●	●				●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆	☆		●*3	○	☆			
			●	●						●	●	●	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●	●	●	●	●	●	☆			●*3	○		すべての施設		
		集会場・冠婚葬祭施設等（すべての集会室の面積が200㎡以下のもの）							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆		●*3	○	☆			
							●	●		●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆		●*3	○	☆			
					○	○				○	○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆	☆		○	○	☆			
			○	○						○	○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆			○	○				
9	物品販売業を営む店舗等	卸売市場						○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆				○	☆			
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	☆			
							●	●		●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	☆*2	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	卸売市場	
						●				●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆				○				
					◎					◎	◎	◎	☆	◎	◎	◎	◎	◎	○	☆	◎		◎	◎	◎	◎					○				
			★	★							★							★			★														
10	飲食店	飲食店					●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	☆*2			
						●				●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆				○				
					◎					◎	◎	◎	☆	◎	◎	◎	◎	◎	○	☆	◎		◎	◎	◎	◎					○		すべての施設		
			★	★							★							★			★														

＊1：床面積が250㎡以上かつ駐車可能台数が20台以上のもの

＊2：床面積が2,000㎡以上のもの　＊3：バリアフリー建築条例は、冠婚葬祭施設を除く

※用途が複数ある複合建築物の場合、**全体の床面積の合計が1,000㎡以上**で複合施設として特定公共的施設となるため、用途ごとの床面積にかかわらず、すべての用途、規模が特定公共的施設となる。
さらに、**全体の床面積の合計が2,000㎡以上**になると、特定公共的施設の用途、規模がバリアフリー法に基づく特別特定建築物となり、それぞれの用途がすべて整備の対象となる。

【届出が必要な整備項目の参照基準】
●：バリアフリー建築条例の建築物基準＋ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の遵守基準及び整備基準
◎：バリアフリー建築条例の中規模建築物基準＋ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の遵守基準及び整備基準
○：ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の遵守基準及び整備基準
★：ユニバーサルデザイン推進条例の小規模建築物の遵守基準（整備基準に適合させる場合は規則別表第２を適用）
☆：ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の整備基準

	公共的施設と集合住宅の名称		特定公共的施設 床面積（以上～未満）							届出が必要な整備項目																								施設利用者別用途一覧		
										①		②	③			④	⑤	⑥	⑦	⑧			⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳		
			100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上	移動等円滑化経路等	特定経路等	出入口	廊下等	授乳場所等	階段	傾斜路	エレベーター及びその乗降ロビー	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	便所	ベビーチェア	ベビーベッド	敷地内の通路	駐車場	標識	案内設備	案内設備までの経路	浴室・シャワー室	洗面所等	更衣室・脱衣室	宿泊施設の客室	観覧席・客席	公共的通路	光警報装置	不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物	特定多数の者が利用する建築物	
11	サービス業を営む店舗等	郵便局、銀行、質屋、貸衣装屋、理美容室、クリーニング取次店、その他これらに類するもの					●	●	●	●		●	●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆				○	☆*2	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	左記以外	
						●				●		●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●					○				
					◎					◎		◎	◎	☆	◎	◎	◎	◎	◎	○	☆	◎		◎	◎	◎	◎					○				
			★	★								★							★			★														
		学習塾、華道教室、囲碁教室、ガス・電気・電信営業所等、その他これらに類するもの（500㎡未満のフィットネスクラブ等を含む）					○	○	○	○		○	○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆					○	☆*2	右記以外	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
						○				○		○	○	☆	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○					○				
					○					○		○	○	☆	○	○			○	○	☆	○		○	○	○	○					○				
			★	★								★							★			★														
12	宿泊施設	ホテル、旅館等							●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆	●	○	○	☆	すべての施設		
							●	●		●		●	●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆	●	○	○	☆*2			
						○				○		○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○				
13	興行施設	劇場、観覧場、映画館、演劇場等							●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆			●	○	☆	すべての施設		
							●	●		●		●	●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆			●	○	☆*2			
						○				○		○	○	☆	○	○			○	☆	☆	○	○	○	○	○	○				○	○				
14	文化施設	博物館、美術館、図書館等							●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆			○	○	☆	すべての施設		
							●	●		●		●	●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆			○	○	☆*2			
					●	●				●		●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆	●	●	●	●	●	●	☆			○	○				
			●	●						●		●	●	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●	●	●	●	●	●	☆			○	○				
15	展示施設	展示場、住宅展示施設等（住宅展示施設は敷地面積）							●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆			○	○				
							●	●		●		●	●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆			○	○		すべての施設		
						○				○		○	○	☆	○	○			○	☆	☆	○	○	○	○	○	○					○				
16	運動施設	体育館、水泳場、ボーリング場等（500㎡以上のフィットネスクラブ等及び会員制運動施設を含む）					●	●	●	●		●	●	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆		○	○	☆*2	体育館・水泳場（一般公共の用に供される施設）、若しくはボーリング場又は遊技場	左記以外と会員制運動施設	
						○				○		○	○	☆	○	○			○	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆	☆			○				
17	遊興施設	料理店					●	●	●	●		●	●	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●	●	●	●	●	●	☆				○	☆*2		料理店	
						○				○		○	○	☆	○	○			○	☆	☆	○	○	○	○	○	○					○				
		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール					○	○	○	○		○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆				○	☆*2		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
						○				○		○	○	☆	○	○			○	☆	☆	○	○	○	○	○	○					○				
18	公衆浴場	公衆浴場等					●	●	●	●		●	●	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●	●	●	●	●	●	☆	☆		○	○				
						○				○		○	○	☆	○	○			○	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆	☆			○		すべての施設		
					○					○		○				○			○	☆	☆	○		○	○	○	○	☆	☆			○				
19	業務施設	事務所					○	○	○	○		○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆				○			事務所（他の施設に付属するものを除く）	
						○				○		○	○	☆	○	○			○	☆	☆	○	○	○	○	○	○					○				
20	工業施設	工場等						○	○	○		○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆				○			すべての施設	
21	公共用歩廊	公共用歩廊						●	●	●		●	●	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●	●	●	●	●	●	☆				○		すべての施設		
							○			○		○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆				○				
22	地下街	地下街等						○	○	○		○	○	☆	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	☆				○			すべての施設	
							○			○		○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆				○				
23	複合施設	1から22の項に掲げる公共的施設、集合住宅							●	●		●	●	●*6	●	●	●	●	●	●*7	●*8	●	●	●	●	●	●	☆	☆	●	○*9	○	☆	各々の用途による	各々の用途による	
								●		●		●	●	☆	●	●	●	●	●	●*7	●*8	●	●	●	●	●	●	☆	☆	●	○*9	○	☆			
							○			○		○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○*9	○	☆			
24	集合住宅	共同住宅						▲	▲		▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲			▲	▲	▲	▲	▲	▲					△				
							▼*3				▼	▼	▼		▼	▼	▼	▼	▼			▼	▼	▼	▼											
							▼*4				▼	▼	▼		▼	▼			▼			▼	▼	▼	▼											
			△*5	△*5	△*5	△*5					△	△	△		△	△						△														
		長屋、寮、宿舎						△	△		△	△	△		△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△					△		すべての施設		
							△*3				△	△	△		△	△	△	△	△			△	△	△	△											
							△*4				△	△	△		△	△			△			△	△	△	△											
			△*5	△*5	△*5	△*5					△	△	△		△	△						△														

*3：床面積が1,000㎡以上かつ階数が3で住戸・住室の数が30以上のもの、階数が4で住戸・住室の数が20以上のもの及び階数が5以上のもの
*4：床面積が1,000㎡以上で*3以外のもの
*5：住戸・住室の数が20以上のもの
注）集合住宅に利用居室等・車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設・居住者用集会施設がある場合はそこまでの経路が移動等円滑化経路となる。

【届出が必要な整備項目の参照基準】
●：バリアフリー建築条例の建築物基準＋ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の遵守基準及び整備基準
◎：バリアフリー建築条例の中規模建築物基準＋ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の遵守基準及び整備基準
○：ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の遵守基準及び整備基準
★：ユニバーサルデザイン推進条例の小規模建築物の遵守基準（整備基準に適合させる場合は規則別表第２を適用）
☆：ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の整備基準

【届出が必要な整備項目の参照基準】
▲：バリアフリー建築条例の共同住宅基準＋ユニバーサルデザイン推進条例の集合住宅の遵守基準及び整備基準
▼：バリアフリー建築条例の中規模共同住宅基準＋ユニバーサルデザイン推進条例の集合住宅の遵守基準及び整備基準
△：ユニバーサルデザイン推進条例の集合住宅の遵守基準及び整備基準

*2：床面積が2,000㎡以上のもの
*6：UD条例施行規則告示第802号別表1参照
*7：UD条例施行規則告示第802号別表2参照
*8：UD条例施行規則告示第802号別表2参照
*9：UD条例施行規則告示第672号別表2の規模以上で整備項目に含まれているもの